

## 那須烏山市定住促進住まいづくり条例

(目的)

**第1条** この条例は、市内において定住を目的として住まいづくりを行った者に対して、奨励金を交付することにより、市外からの移住による人口の増加及び市民の定住促進を図るとともに、市内の住宅建設関連産業を中心とした地域経済の活性化を図り、もって市の活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく市の住民基本台帳に記録された者をいう。以下同じ。）として、永住の意思をもって市内に居住し続けることをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する居室その他の住宅として認められる規則で定める設備を有するものであって、次に掲げるものをいう。
  - ア 専用住宅（専ら人の居住の用に供する建物をいう。）
  - イ 併用住宅（人の居住の用に供する部分及び営業等の用に供する部分とが結合している建物をいう。）
  - ウ マンション（2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもののうち、当該人の居住の用に供する専有部分をいう。）
- (3) 中古住宅 建築後1年以上を経過した住宅又は過去に人の居住の用に供されたことのある住宅（別荘（日常生活の用に供しないもので専ら保養の用に供するものをいう。）の用に供されたことのある住宅を含む。）をいう。
- (4) 住まいづくり 自己の居住の用に供するため、新築又は売買により住宅を取得することをいう。ただし、相続、贈与その他取得対価の伴わない事由によるものを除くものとする。
- (5) 転入者 他の市区町村から市に転入をし、市民となった者で、かつ、転入した日前1年間、市民でなかった者をいう。
- (6) 市内建築業者 住宅建設関連事業者のうち、市内に本社、支社等を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者であって、次のいずれかに該当するも

のをいう。

ア 市の入札参加資格者名簿に登録されているもの

イ 市の小規模工事等契約希望者制度に登録されているもの

(交付の対象)

**第3条** 市長は、この条例の目的を達成するため、市内において住まいづくりをし、当該住宅を生活の本拠として定住する者（以下「対象者」という。）に対して、予算の範囲内において、20万円（当該住宅が中古住宅の場合にあっては10万円）を定住促進住まいづくり奨励金（以下「住まいづくり奨励金」という。）として交付することができる。ただし、次に該当するときは、当該額にそれぞれ10万円を加算して交付することができる。

(1) 対象者が転入者であるとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 市内建築業者が施工する住宅の新築であるとき。

イ 市内建築業者が販売する住宅（中古住宅を除く。）の取得であるとき。

(奨励金の交付申請)

**第4条** 対象者は、前条に規定する住まいづくり奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(奨励金の交付決定)

**第5条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、住まいづくり奨励金の交付を決定するものとする。

(1) 対象者及びその世帯に属する者が過去に住まいづくり奨励金の交付を受けたことのある者でないこと。

(2) 住まいづくり奨励金の交付に係る住宅が中古住宅である場合にあっては、過去に住まいづくり奨励金の交付を受けたことのある住宅でないこと。

(3) 対象者及びその世帯に属する者に市税及び使用料その他の市の税外収入金のうち市長が別に定めるものの滞納がないこと。

(奨励金の交付請求)

**第6条** 前条の規定により住まいづくり奨励金の交付決定を受けた対象者（以下「交付決定者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に住まいづくり奨励金の交付を請求するものとする。

(奨励金の支払)

**第7条** 市長は、前条の規定による請求があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、速やかに住まいづくり奨励金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

**第8条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、住まいづくり奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により住まいづくり奨励金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

(奨励金の返還)

**第9条** 市長は、前条の規定により住まいづくり奨励金の交付決定を取り消した場合において、住まいづくり奨励金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 この条例の失効の日までに住まいづくり奨励金の交付を受けた者及びこの条例の失効の際現に対象者である者のうち住まいづくり奨励金の交付申請又は交付請求をしていない者については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同日以後もなおその効力を有する。